

第33回大空町農業委員会総会議事録

平成29年2月24日 第33回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	6番 辻 功	8番 田中 秀雄
9番 川野 静雄	10番 小久保 謙	11番 藤野 雅隆
12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一	14番 岩原 秀嗣
15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦	17番 齊藤 貞利
18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一	20番 丹羽 真治
21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子
24番 永倉 誠二	25番 山神 正信	

(2) 欠席者

5番 苫米地 正幸

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 鈴木 聡

第33回大空町農業委員会総会議事録

午後1時42分

<p>作田局長</p>	<p>それでは、ただ今から大空町農業委員会第33回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
<p>作田局長</p>	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>皆さん、今日は、ご苦勞様でございます。</p> <p>この間16日には、合同学習会ということで、〇をはじめ、委員の皆様には、大変ご苦勞様ございました。</p> <p>今日、久しぶりに天気が、ちょっと雪が降って悪いわけなんですけれども、そろそろビートの播種作業が始まり、今、玉葱の準備等が進めているところかなと思っております。</p> <p>無理をしないで少しずつやって頂きたいなと思っております。</p> <p>今日は、33回の総会でございますので、ご審議を頂きますよう、簡単ですけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
<p>作田局長</p>	<p>1月27日開催の第32回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ただ今より第33回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時50分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
<p>作田局長</p>	<p>ただいまの出席委員は、23名であります。苦米地委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p>

山神会長	<p>本総会に提出された案件は、議案第 1 号から議案第 3 号までの合計 36 件であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第 14 条第 2 項」の規定に基づき議長において、16 番石田敦委員、17 番齊藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番から 5 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 29 年 2 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番から 5 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、貸主が昨年限りで離農しています。昨年 6 月に貸主の申し出によりあっせんを行いました。貸主都合で申し出を取下げ、今回農地法第 3 条において申請する案件です。</p> <p>全件とも、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1～5 ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>
石田委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番から 5 番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番から5番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成29年2月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】 この件につきましては、賃貸借から売買へ移行するものです。 第1地区農業委員さんにより、2月1日にあっせん会が開催されております。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 譲受人の経営面積は、59.5haです。 なお、農地の図面については、賃貸借から売買への移行のため、省略しております。 以上でございます。
山神会長	この件について第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。
小久保委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しています。 また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。

山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。(午後 1 時 58 分)
	(○委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 1 時 59 分) 次に、利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 全件、更新の案件です。そのため、図面を省略しております。 また、全件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 1 番の借主の経営面積は、38.4ha です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (午後 2 時 00 分)</p> <p>(○委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 2 時 01 分) 次に、利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊 主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番説明朗読】 借主の経営面積は、38.3ha。労働力は 3 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 番について採決します。本案 は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 3 番について提案理由の説明を求めます。渡邊 主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 3 番説明朗読】 借主の経営面積は、47.8ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 3 番について採決します。本案 は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 4 番説明朗読】 借主の経営面積は、50.5ha。労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 5 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 5 番説明朗読】 借主の経営面積は、42.6ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 5 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 6 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 6 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、31.7ha。労働力は 3 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 6 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 7 番から 8 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 7 番から 8 番説明朗読】</p> <p>7 番の借主の経営面積は、96.4ha。</p> <p>8 番の借主の経営面積は、83.7ha。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 7 番から 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 7 番から 8 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 9 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 9 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、43.9ha。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 9 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 10 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 10 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、45.8ha。労働力は 2 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 10 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 10 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

	次に、利用権設定関係 11 番から 12 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 11 番から 12 番説明朗読】</p> <p>11 番の借主の経営面積は、39.1ha。 12 番の借主の経営面積は、39.8ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 11 番から 12 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 11 番から 12 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます 暫時休憩とします。 (午後 2 時 11 分)</p> <p>(○委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 2 時 12 分) 次に、利用権設定関係 13 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 13 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、29.1ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 13 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。

	<p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 13 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。(午後 2 時 13 分)</p>
	(○委員 着席)
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 2 時 14 分) 次に、利用権設定関係 14 番から 18 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 14 番から 18 番説明朗読】 14 番の借主の経営面積は、41.5ha。労働力は 4 人です。 15 番の借主の経営面積は、25.7ha。労働力は 3 人です。 16 番の借主の経営面積は、66.6ha。労働力は 2 人です。 17 番の借主の経営面積は、33.5ha。労働力は 4 人です。 18 番の借主の経営面積は、36.3ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 14 番から 18 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 14 番から 18 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 19 番から 20 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 19 番から 20 番説明朗読】 借主の経営面積は、18 番で説明したとおりです。</p>

	<p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 19 番から 20 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 19 番から 20 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 21 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 21 番説明朗読】 借主の経営面積は、28.3ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 21 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 21 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 22 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 22 番説明朗読】 借主の経営面積は、39.5ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 22 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 22 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。(午後 2 時 20 分)
	(○委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 2 時 21 分) 次に、利用権設定関係 23 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 23 番説明朗読】 借主の経営面積は、41.0ha。労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 23 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 23 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。(午後 2 時 22 分)

	(○委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 2 時 23 分) 次に、利用権設定関係 24 番から 25 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 24 番から 25 番説明朗読】 24 番の借主の経営面積は、38.7ha。労働力は 3 人です。 25 番の借主の経営面積は、25.0ha。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 24 番から 25 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 24 番から 25 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 26 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 26 番説明朗読】 借主の経営面積は、37.1ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 26 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 26 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 27 番から 28 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 27 番から 28 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、28.1ha。労働力は 3 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 27 番から 28 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 27 番から 28 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番から 2 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 29 年 2 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 2 番説明朗読】</p> <p>12 月の総会において、買入協議の議決をいただいたものです。その際に、説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番から 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番から2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成29年2月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告1号説明朗読】</p>
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時30分)</p>